

第3回 朝日村男女共同参画審議会 次第

日 時 令和3年8月20日(金)

午後2時00分～

場 所 朝日村役場 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 協議事項

(1) 朝日村男女共同参画推進条例(案)について

ア 前文の検討

イ 条例案修正事項

ウ 条例名の検討

(2) 令和3年度進捗管理シート

(3) その他

ア パブリックコメント 9月10日～10月9日(予定)

イ 第4回男女共同参画審議会 11月19日(金)14:00 大会議室

ウ 多様な性のあり方に関する職員研修(仮称)

10月6日(水)13:30～15:00 大会議室

4 閉 会

3 協議事項 (1) 朝日村男女共同参画推進条例(案)について ア 前文の検討

事務局原案	委員さんからの提案(7/30 時点の案)	会議後の修正案
<p>私たちの朝日村は、農業を基幹産業とする本村の地域性を踏まえた男女共同参画を推進してきた。</p> <p>以後、本村を取り巻く社会環境は大きく移り変わり、少子高齢化や非農家の増加など、人々のライフスタイルや価値観に変化が生じてきている。男女が互いに支え合い、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現という基本理念に変わりはないものの、<u>現在では、男女という性別自体を越えて、多様な性のあり方を認め、いかに個人が自分らしい生き方を選択できるかが問われる時代になっている。</u></p> <p>こうした時代変化や本村の現状と課題を踏まえながら、基本理念を「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」とし、個人の違いを認め合い、互いに助け合いながら、一人一人が自分らしく活躍できる一歩進んだ男女共同参画の村づくりを目指して、この条例を制定する。</p>	<p>私たちの朝日村は、縄文のいにしえからの歴史と文化を持ち、先人たちのたゆまぬ努力により、農業を基幹産業とした自然豊かな村へと発展してきた。</p> <p>美しい郷土と人々の安らかな暮らしを将来の村民につなぐことは今を生きる私たちの重要な責務である。</p> <p>しかしながら、日本を取り巻く超少子・高齢化や社会経済情勢の急速な変化と、国際社会における男女平等の実現に向けた取組の中で、朝日村の状況を見ると少子高齢化による人口減少は深刻であり、いまだに根強い性別役割分担意識や地域・職場等の慣行が残る等、課題は大きい。</p> <p>こうした中求められるのは、男女が互いに尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現である。</p> <p>これらの認識のもと、村と村民と事業者が協働して築く男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。</p>	<p>私たちの朝日村は、縄文のいにしえからの歴史と文化を持ち、先人たちのたゆまぬ努力により、農業を基幹産業とした自然豊かな村へと発展してきた。</p> <p>美しい郷土と人々の安らかな暮らしを将来の村民につなぐことは今を生きる私たちの重要な責務である。</p> <p>昨今、国際社会においては、当然の権利として確立されている多様性を受け入れる積極的な取組が推進されている。我が国においても、社会経済情勢の急速な変化の中、男女共同参画社会に向けた施策が進められてきた。しかしながら、朝日村の状況を見ると家庭・地域・職場においていまだに一部で根強い性別役割分担意識や慣行が残ることが課題となっている。</p> <p>こうした中求められるのは、全ての人が尊重され、多様な性のあり方を認め、互いに支え合い、責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現である。</p> <p>これらの認識のもと、村と村民と事業者が協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会に向けた取組を推進するため、この条例を制定する。</p>

3 協議事項 (1) 朝日村男女共同参画推進条例(案)について イ 条例案修正事項

修正前(7/9現在)	修正後	<説明事項>
<p>目次 前文 第1章 総則(第1—第9条) 第2章 基本的施策等(第10条—第21条) 第3章 男女共同参画審議会(第22条—第29条) 附則 【前文省略 別紙】</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、<u>男女共同参画の推進</u>について基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者などの責務を明らかにするとともに、<u>男女共同参画の推進</u>に関する基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>男女の人権が尊重された豊かで活力ある地域社会の実現に寄与</u>することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>男女共同参画</u> <u>男女が</u>、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、<u>男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ共に責任を担うこと</u>をいう。</p> <p>(2) <u>ダイバーシティ</u> 性別、人種等の違いにかかわらず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。</p> <p>(3) <u>女性活躍</u> 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性及び能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。</p> <p>(4) <u>積極的格差是正措置</u> 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に</p>	<p>目次 前文 第1章 総則(第1—第9条) 第2章 基本的施策等(第10条—第21条) 第3章 男女共同参画審議会(第22条—第29条) 附則 【前文省略 別紙】</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、<u>男女共同参画社会の形成</u>について基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者などの責務を明らかにするとともに、<u>男女共同参画社会の形成の促進</u>に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>男女共同参画社会の実現に寄与</u>することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>男女共同参画社会</u> <u>全ての人が</u>、社会の対等な構成員として<u>尊重され</u>、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ共に責任を担う<u>社会</u>をいう。</p> <p>(2) <u>ダイバーシティ</u> 性別、人種等の違いにかかわらず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。</p> <p>(3) <u>女性活躍</u> 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性及び能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。</p> <p>(4) <u>積極的格差是正措置</u> 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に</p>	<p>○第1条 「男女共同参画の推進」→「男女共同参画社会の形成の促進」に変更した。 (以下の条文も全て「社会」を追加)</p> <p>○第2条(1) 太字は案。条例名、前文に合わせたものに検討する必要あり。</p>

関わる男女間の格差を是正するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) ワーク・ライフ・バランス 一人一人がやりがい、充実感を享受しながら職業生活上の責務を果たすとともに、家庭生活、地域活動等においても、子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できることをいう。

(6) ハラスメント 性的言動による「セクシャル・ハラスメント」、職場の職権等を濫用した「パワー・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など職場等における優位性を背景にし、意図的であるとないとにかかわらず、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にある、若しくはあった者に対し、故意又は偶然にかかわらず、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与えるような暴力行為のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) ダイバーシティの実現を目指し、全ての人が、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、性的な差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること及び男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な観念に基づく役割分担による社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度、慣行が男女の社会における自由な活動に対して影響

関わる男女間の格差を是正するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) ワーク・ライフ・バランス 一人一人がやりがい、充実感を享受しながら職業生活上の責務を果たすとともに、家庭生活、地域活動等においても、子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できることをいう。

(6) ハラスメント 性的言動による「セクシャル・ハラスメント」、職場の職権等を濫用した「パワー・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など職場等における優位性を背景にし、意図的であるとないとにかかわらず、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にある、若しくはあった者に対し、故意又は偶然にかかわらず、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与えるような暴力行為のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) ダイバーシティの実現を目指し、全ての人が、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、性的な差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること及び人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な観念に基づく役割分担による社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度、慣行が男女の社会における自由な活動に対して影響

○第3条 (1)
「男女の」を削除

<p>を及ぼすことのないよう配慮されること。</p> <p>(3) 男女が社会の対等な構成員として村その他あらゆる場における施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。</p> <p>(5) 妊娠、出産等について男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。</p> <p>(6) <u>男女共同参画の推進</u>が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、<u>国際協調</u>のもとに行われること。</p> <p>(7) 職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。</p> <p>(村の責務)</p> <p>第4条 村は、前条に規定する基本理念に基づき、<u>男女共同参画の推進</u>に関する施策(積極的格差是正措置を含む。)を総合的に策定し、<u>実施するものとする。</u></p> <p>2 村は、前条の施策を実施するに当たり、<u>村民、事業者、教育関係者等と協働して取り組むものとする。</u></p> <p>(村民の責務)</p> <p>第5条 村民は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる分野において<u>男女共同参画を推進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 村民は、村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>(事業者の責務)</p>	<p>を及ぼすことのないよう配慮されること。</p> <p>(3) 男女が社会の対等な構成員として村その他あらゆる場における施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。</p> <p>(5) 妊娠、出産等について男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。</p> <p>(6) <u>男女共同参画社会の形成の促進</u>が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、<u>国際的協調</u>の下に行われること。</p> <p>(7) 職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。</p> <p>(村の責務)</p> <p>第4条 村は、前条に規定する基本理念に基づき、<u>男女共同参画社会の形成の促進</u>に関する施策(積極的格差是正措置を含む。)を総合的に策定し、<u>実施しなければならない。</u></p> <p>2 村は、前条の施策を実施するに当たり、<u>村民、事業者等と協働して取り組まなければならない。</u></p> <p>(村民の責務)</p> <p>第5条 村民は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる分野において<u>男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、村が実施する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(事業者の責務)</p>	<p>○(6)「国際協調」→「国際的協調」に変更</p> <p>○第4条以降 「～するものとする」→「～しなければならない」に変更。 以下の条文も県条例・法律の表現に準じて変更。) ○第4条第2項 「、教育関係者」を削除</p> <p>○第5条 2項に分かれていた条文を一文にまとめた。</p>
--	--	--

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画を推進し、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場の環境づくりに努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための教育を行うよう努めるものとする。

(性別等による差別的扱いの禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる場において、性別を理由とする差別的な取扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(村民等に広く公示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公共の場所あるいは公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して広く表示する情報において、性別による固定的な観念に基づく役割分担、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないように努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画基本計画)

第10条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 村は、男女共同参画基本計画を策定するに当たっては、朝日村男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、村民の意見を反映することができるような措置を講ずるも

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保し、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場の環境づくりに努めるとともに、村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における推進)

第7条 何人も、学校教育その他のあらゆる教育の場において、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めなければならない。

(性別等による差別的扱いの禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる場において、性別を理由とする差別的な取扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(村民等に広く公示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公共の場所あるいは公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して広く表示する情報において、性別による固定的な観念に基づく役割分担、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないように努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画基本計画)

第10条 村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 村長は、男女共同参画基本計画を策定するに当たっては、朝日村男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、村民の意見を反映することができるような措置を講じな

○第6条

ワーク・ライフ・バランスの「実現」→

「配慮」

○「男女共同参画を推進」→「村が実施する～に関する施策に協力」に変更

○第7条

「(教育関係者の責務)」→「(教育における推進)」村とその他の教育関係者、学校教育と社会教育などの区別をせず、すべての人を対象とした条文に変更した。

○第10条

県条例に合わせるため

<p>のとする。</p> <p>3 前項の規定は男女共同参画基本計画の変更について準用する。</p> <p>4 村は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>(施策の実施状況の公表)</p> <p>第 11 条 村は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についてその概要を公表するものとする。</p> <p>(啓発活動と教育の充実)</p> <p>第 12 条 村は、男女共同参画の推進に関する啓発活動を行うとともに、教育、学習の充実に努めるものとする。</p> <p>(家庭生活における活動とその他の活動の両立)</p> <p>第 13 条 村は、男女が家庭生活における活動と職業活動及びその他の活動を両立することができるように環境整備その他必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(男女の労働に対する配慮)</p> <p>第 14 条 村は、男女共同参画の推進における労働の果たす役割の重要性に鑑み、積極的格差是正措置の周知と普及に努め、あらゆる労働の場で男女の均等な機会と平等な待遇を実現するよう、事業者等に働きかけるよう努めるものとする。</p> <p>(村民及び事業者に対する支援)</p> <p>第 15 条 村は、村民及び事業者が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(自営業における環境整備)</p> <p>第 16 条 村は、自営の農林業、商工業に従事する男女が、正当な評価のもと、その主体性を生かし、能力を十分に発揮し、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>(防災分野における施策)</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 前項の規定は男女共同参画基本計画の変更について準用する。</p> <p>4 村は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>(施策の実施状況の公表)</p> <p>第 11 条 村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況についてその概要を公表しなければならない。</p> <p>(啓発活動等の充実)</p> <p>第 12 条 村は、基本理念に関する村民及び事業者の理解を深めるための啓発活動、教育活動その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(家庭生活における活動とその他の活動の両立)</p> <p>第 13 条 村は、男女が家庭生活における活動と職業活動及びその他の活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>(男女の労働に対する配慮)</p> <p>第 14 条 村は、男女共同参画社会の形成における労働の果たす役割の重要性に鑑み、積極的格差是正措置の周知と普及に努め、あらゆる労働の場で男女の均等な機会と平等な待遇を実現するよう、事業者等に働きかけるよう努めなければならない。</p> <p>(村民及び事業者に対する支援)</p> <p>第 15 条 村は、村民及び事業者が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(自営業における環境整備)</p> <p>第 16 条 村は、自営の農林業、商工業に従事する男女が、正当な評価のもと、その主体性を生かし、能力を十分に発揮し、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、環境整備の促進に努めなければならない。</p> <p>(防災分野における施策)</p>	<p>○第 12 条 「村民及び事業者の理解を深める」、 「適切な措置を講ずる」を追加。</p> <p>○第 16 条「環境整備」とは： 就業規則や経営方針等を定めるなど、自営業に携わる人が働きやすい環境を作ること。 農業経営者が取り決める「家族経営協定(※第 3 次計画 40 ページの用語解説を参照)」などが具体例。</p>
--	---	--

<p>第17条 村は、防災の分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(委員等の構成)</p> <p>第18条 村は、附属機関の委員等について、男女の委員の数の均衡に配慮した構成に努めるものとする。</p> <p>(被害者救済のための措置)</p> <p>第19条 村は、性別に基づく差別、人権の侵害等をなくすよう取組むとともに、当該行為の被害者救済のための措置を講ずるものとする。</p> <p>(相談・苦情の申出等)</p> <p>第20条 村は、村が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての相談及び苦情を受けたときは、関係機関と連携し、適切に処理しなければならない。</p> <p>(調査研究)</p> <p>第21条 村は、村民、事業者等を対象に、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うものとする。</p>	<p>第17条 村は、防災の分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めなければならない。</p> <p>(委員等の構成)</p> <p>第18条 村は、附属機関の委員等について、男女の委員の数の均衡に配慮した構成に努めなければならない。</p> <p>(被害者救済のための措置)</p> <p>第19条 村は、性別に基づく差別、人権の侵害等をなくすよう取組むとともに、当該行為の被害者救済のための措置を講じなければならない。</p> <p>(相談・苦情の申出等)</p> <p>第20条 村は、村が実施する男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項についての相談及び苦情を受けたときは、関係機関と連携し、適切に処理しなければならない。</p> <p>(調査研究)</p> <p>第21条 村は、村民、事業者等を対象に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うよう努めなければならない。</p>
<p>第3章 男女共同参画審議会</p> <p>(朝日村男女共同参画審議会)</p> <p>第22条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的及び計画的に行う上で必要な事項について調査及び審議を行うため、朝日村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第23条 審議会は、男女共同参画推進のための計画の策定及び変更等について調査、審議、評価、検証のうえ、村長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方が10分の4未満であってはならない。</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者、男女共同に関する団体の構成員で、その団体の代表者が推薦する者その他村長が必要とする者の中から村長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とし、再任を妨げない。</p>	<p>第3章 男女共同参画審議会</p> <p>(朝日村男女共同参画審議会)</p> <p>第22条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に行う上で必要な事項について調査及び審議を行うため、朝日村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第23条 審議会は、男女共同参画基本計画の策定及び変更等について調査、審議し、評価、検証のうえ、村長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方が10分の4未満であってはならない。</p> <p>2 委員は、識見を有する者、関係団体の構成員で、その団体の代表者が推薦する者及び村長が必要とする者の中から村長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とし、再任を妨げない。</p>

○第20条「関係機関」とは：
村に相談や苦情が寄せられた場合、県や国、民間の事業所等あらゆる連携先が想定される。条例では具体名は書かず「関係機関」とする。

○第22条
第1条の「総合的かつ計画的」と整合。

○第23条
計画名称を第10条と整合

○第24条第2項
「学識経験」→「識見」
「男女共同に関する団体」→「関係団体」

○第25条
PTA役員等については
庁内推進協議会にて周知(条文の変更はなし)

<p>(委員)</p> <p>第 26 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 27 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 議長は、必要があると認められるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 28 条 審議会の事務局は男女共同参画の担当課に置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第 29 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第 26 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 27 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 議長は、必要があると認められるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 28 条 審議会の事務局は男女共同参画の担当課に置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第 29 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	--

3 協議事項 (1) 朝日村男女共同参画推進条例(案)について ウ 条例名の検討

条例名の参考例

北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例
岩手県北上市 平成 31 年 3 月 22 日
(目的) 第 1 条 この条例は、北上市における男女共同参画と多様性社会の推進に関し、基本理念に基づき、市、議会、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市等」という。）の役割を明らかにすることにより、誰もが多様性を認め合い、対等な立場で参画できる地域社会を実現することを目的とする。
宇陀市男女共同参画推進条例
奈良県宇陀市 令和 2 年 12 月 25 日
(目的) 第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めることにより、男女共同参画を推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。
浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例
沖縄県浦添市 令和 3 年 3 月 23 日
(目的) 第 1 条 この条例は、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを目的とする。
渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例
東京都渋谷区 平成 27 年 3 月 31 日
(目的) 第 1 条 この条例は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする。
国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例
東京都国立市 平成 29 年 12 月 28 日
(目的) 第 1 条 この条例は、男女平等参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項等を定めることにより、市の男女平等参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とする。

3 協議事項 (2) 令和3年度進捗管理シート

基本 目標	No	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況		令和4年度以降の 方針		
						指標	現状値	目標値 (R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	成果			
															達成率(%)		達成状況	
基本目標Ⅰ「男女共同参画社会」用語の認知度 現状値：52.4% ⇒ 目標値(R7)：60.0%																		
Ⅰ 男女共同参画の 基盤整備	2	男女共同参画推進のための制度等の整備	1-1	男女共同参画基本条例の制定	計画期間中の男女共同参画基本条例制定を目指す。	総務課	男女共同参画基本条例の制定	—	制定済	制定	—	—	—	—	令和3年度中に制定。			
			1-2	男女共同参画計画の進捗管理	朝日村男女共同参画計画内推進協議会の定期開催による計画の進捗管理・検証を行う。 朝日村男女共同参画推進協議会において外部評価、取組の改善を図る。 計画の更新時期に合わせて「男女共同参画社会に関する村民アンケート」を実施し、村民の意識や行動の変化等を計測し、男女共同参画施策の進捗管理を行う。	総務課	男女共同参画計画内推進協議会の年間の開催数	4回 (R2年)	2回	審議会・ 庁内推進協議会にて進捗管理	⇒	⇒	⇒	村民アンケート実施 (計画更新時)	審議会、庁内推進協議会各3回の開催を予定。			
	2	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	2-1	男女共同参画社会に関する情報発信	村民向け男女共同参画推進パンフレットの作成。 村のホームページ上に特設ページを設置し、相談窓口も併せて情報提供する。	総務課	村民向け男女共同参画推進パンフレットの作成	—	作成済	パンフレット作成	特設ページ設置、編集	継続⇒	⇒	⇒	・3月パンフレット作成、全戸配布。 ・村ホームページに男女共同に関する特設ページを設置するための情報収集。 ・村ホームページに相談窓口を掲載する。			
			2-2	男女共同参画に関する学習機会づくり	男女共同参画に関する村民向けの講座の実施をする。(オンライン講座も検討)	総務課	男女共同参画に関する村民向け講座等あらゆる催しの参加者数	—	180人	情報収集	村民向け講座開催	継続・参加者数の増加	⇒	⇒	⇒	村民向け講座を来年度以降実施するための情報収集。		
					公民館講座を年1回実施し、幅広い男女の講座への参加を促す。	教育政策課	ジェンダーという用語の認知度	47.80%	増加	講座を実施	未定					LGBT啓発の講座を公民館分館運営委員研修会で開催		
					図書館に関連本のコーナーを作り、村民の関心喚起、学びのきっかけづくりを行う。	教育政策課				コーナーの設置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	定着を図るため期間を決めてジェンダー関連本コーナーを設置する。		
					健康ガイド・健康情報誌等によりLGBT等を含めた性に関する情報を提供し、理解促進を図る。 LGBTの方に対して今後行政サービスでできることを検討する。 県の「女性相談センター」や「男女共同参画センターあいとぴあ」等と連携し、共同で相談支援を行う。	住民福祉課	社会全体として「男性の方が優遇されている」と思う人の割合	男性67.1% 女性78.7%	減少	情報の提供	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	LGBT等を含めた性に関する情報を広報1回掲載し周知する。		
					役場の各種申請書に関する性別欄の見直し。 LGBTの理解促進のため広報誌に特集を組む等村民への啓発に努める。	総務課				手続きの把握	申請書の性別欄の見直し	—	—	—	—	・申請書性別欄見直しに関わる手続きの把握をする。 ・他市町村の各種申請書の性別欄について状況の調査を行う。		
	基本目標Ⅱ35～39歳女性の労働力率(国勢調査) 現状値：75.5% ⇒ 目標値(R7)：78.0%																	
	ワークライフバランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進	3-1	男性の家事育児介護等への参加促進	1	妊娠届出・新生児訪問・乳幼児健診等に父親が出席、参加しやすい環境づくりを行う。	住民福祉課	家事の役割分担の現状における「平等」の割合	16.50%	増加	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	乳幼児健診に父親に参加を促す通知を毎月通知する。ホームページで妊娠届や新生児訪問に父親も参加を促すページを掲載する。			
2				男性の家事力を高めるための各種講座を実施する。		男性向け料理教室の開催回数	年2回	年3回	情報発信	講座	⇒	⇒	⇒	⇒	コロナの感染拡大防止により講座は開催せず、広報で1回、ホームページで男性の家事力を高める情報発信する			
3-2			男性の育児休暇取得の促進	男性職員に向けた、村の育児休暇の紹介及び育児休暇取得を奨励する。(育児計画書の提出等)。	総務課	男性職員の育児休暇取得率	0.00%	30.00%	育児計画書作成	随時対応	⇒	⇒	⇒	⇒	育児計画書様式を作成。			
3-3			ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	庁内の時差出勤を奨励。 ワーク・ライフ・バランス等の法制度・政策について職員研修を実施する。 県などとの連携により、短時間勤務や育児・介護休暇の取得しやすい環境づくりが進むよう村内企業への啓発を進める。	総務課 産業振興課				時差出勤継続実施・有給取得の増加	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	時差出勤の継続実施 計画的な年次休暇の取得について経営会議にて徹底。(1人平均1回/月) インターバル制度の検討 ・啓発について商工会と検討(1回)			

基本目標	No	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況		令和4年度以降の方針		
						指標	現状値	目標値(R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	成果			
															達成率(%)		達成状況	
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	4	雇用の場における女性活躍の推進	4-1	企業の育休等の制度の整備と取得の促進	商工会を通じて村内事業者に対し、育休制度の整備や取得を促す啓発活動を実施する。	産業振興課	職場での待遇に差があると感じる分野「特になし」の比率	20.70%	増加	啓発資料の検討	啓発資料の配布	⇒	⇒	⇒	・啓発について商工会と検討(1回)			
			4-2	女性の再就職支援	商工会を通じて、村内事業者に対し、育児等の終わった女性を対象とした雇用機会を創出するための啓発活動を実施する。関係機関と連携し、再就職を希望する女性向けの相談会、スキルアップのための講座の紹介などを行う。	産業振興課	事業者への啓発チラシ配布	—	50%	相談会の検討 スキルアップ講座の検討・開催	相談会の開催 スキルアップ講座の開催	⇒	⇒	⇒	・相談会2回及びスキルアップ講座6回			
			4-3	多様な働き方の推進	役場内にテレワークを導入し、職員の利用を促進する。	総務課	年1回以上テレワークを利用した職員数	—	50%	テレワーク導入	全職員テレワーク実施	継続	⇒	⇒	7月～テレワーク運用を開始する。			
	5	農家等自営業における男女共同参画の推進	5-1	農業分野の女性リーダーの育成と活動支援	次世代リーダーとなり得る女性農業者の育成や新たなチャレンジのための研修等の機会を支援する。村内の女性農業者グループの学びの場、取組の活性化のためのグループ活動を支援する。2019年度から始まった女性農業者セミナーを継続的に開催し、農村生活マイスター認定につなげる。	産業振興課	農村生活マイスター認定者数	8名	10名	女性農業者セミナーへの参加啓発及び支援	⇒	⇒	⇒	⇒	・女性農業者セミナーへの参加啓発(1回)			
			5-2	女性の就農支援	朝日アグリ・チャレンジセンターにて行う新規就農支援と合わせて女性の就農支援に取り組む。	産業振興課	「NAGANO農業女子」登録数	0名	5名	農業の魅力啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	・農業の魅力をホームページで発信する。(NAGANO農業女子へのリンク設定等)			
			5-3	家族経営協定締結の促進	広報、回覧板、女性農業者セミナー等を活用し制度を周知し、家族経営協定の締結を推進する。	産業振興課	家族経営協定の締結数(累積)	23世帯	30世帯	家族経営協定の啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	・回覧板等による啓発(2回)			
	6	政策・方針決定の場における女性活躍の推進	6-1	行政機関における女性管理職の積極的な参画推進	男女関係なく、適材適所の配置・昇格に勤める。	総務課				人事評価に関する研修2回	継続	⇒	⇒	⇒	人事評価に関しては5月に個人の目標設定研修、10月に評価者研修を行い、適正な人事評価を図る。			
			6-2	村の審議会、委員会への女性委員の登用促進	村の審議会、委員会の選出時に女性枠を設けるなど、女性委員の登用を促進。	全庁	審議会、委員会等の委員に占める女性の割合	20.10%	25%	委員会設置時随時対応	⇒	⇒	⇒	⇒	・朝日村行政改革推進委員会女性委員(20%)(総務課) ・朝日村男女共同参画審議会(R2 50%→R3 60%)(総務課) ・朝日村地域公共交通協議会委員女性委員(R2 3.44%→R6.8%) 29人中1人→2人(企画財政課) ・今年度中に任期となる環境審議会及び上下水道事業運営審議会への女性登用を全体の10%以上とする。(建設環境課)			
			6-3	村議会における女性議員の活躍推進	朝日村議会の女性議員の人数増加を目指す。	総務課	村議会議員選挙の候補者に占める女性の割合	10.00%	35.00%	広報等で呼びかけ	継続	⇒	⇒	⇒	・広報へ年1回・議会だよりにて年1回一般の村民へ呼びかけを行う。 ・議会事務局を通し、議会への働きかけを行う。			
	7	地域・自主活動における男女共同参画の推進	7-1	地域組織における女性リーダーの育成支援	区長、地区長の女性選出を呼びかける。 正副公民館長・分館長に女性を登用するよう選出する地区や団体に働きかける。	総務課 教育政策課	区、区長の役職における女性の割合(全体)	0.00%	10.00%	呼びかけ	継続	⇒	⇒	⇒	・7月の区長会にて女性役員の選出を呼びかける。			
			7-2	自主的な女性活動団体への支援	女性団体が活動しやすくなるよう、国、県、他市町村とのつなぎ役を担い、支援を行う。	全庁	公民館関係の役職における女性の選出(累積)	0人	1人以上						令和3年度から副公民館長に女性を選出。			
	基本目標III 本村で「暮らしやすい」と回答した人の割合 現状値：61.4% ⇒ 目標値(R7)：65.0%																	
8	非常時における男女共同参画の推進	8-1	感染症拡大や災害等の非常時における女性活躍の推進	災害時の避難所運営に関し、避難所運営委員会設置の際には積極的に女性を起用し、避難者女性に対して配慮できる体制を整える。避難所運営に際し、看護師等が避難者女性の相談に乗れる体制づくりをする。	総務課				計画確認、情報発信	⇒	⇒	⇒	⇒	防災計画、避難所運営マニュアルには記載済みのため、有事の際には計画に沿った体制づくりの実施を行う。				
		8-2	男女共同参画の視点に立った災害対策	内閣府作成「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に則り、周知と、女性視点の防災・復興体制の強化及び災害発生時における必要な対応を実施する。防災会議への女性委員の登用を推進し、防災計画に女性視点からの対策を盛り込む。	総務課	防災会議の委員に占める女性の割合	6.70%	15.00%	情報発信・会議実施	⇒	⇒	⇒	⇒	有事の際には必要な体制を積極的に行っていく。引き続き防災会議へは、積極的な女性の参加を募っていく(防災会議の女性委員 令和2年度実績 30人中5人 16.6%)				

基本 目標	No	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況		令和4年度以降の 方針	
						指標	現状値	目標値 (R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	成果		
															達成率(%)		達成状況
III 安心・安全 な暮らしの実現	9	ライフステージに応じた健康支援	9-1	女性の心とからだ(妊娠・出産等)に関する学びの機会充実と支援 広報や健康情報誌等の媒体を使って、思春期や更年期に関する情報を提供。 妊婦健診と産婦健診の補助を行うとともに必要に応じて保健師による支援を行う。 新生児訪問時に産婦の心身の状況の確認を行い、必要に応じて保健師による支援、専門機関の紹介を行う。	住民福祉課	思春期や更年期に関する情報提供回数(広報・健康情報誌等)	年0回	年1回	情報発信 相談	⇒	⇒	⇒	⇒	更年期に関する情報を健幸の窓にて1回周知し、更年期で苦しむ女性が過ごしやすい環境をつくる。 女性の心身の相談に通年で10回以上応じ、状況によっては専門機関につなげる。			
			9-2	健康寿命延伸のための健康づくりの促進 循環器健診や各種がん検診の実施、受診を勧奨。 健診結果に応じて専門職(保健師、管理栄養士)による生活改善支援や受診を勧奨する。 一般介護予防事業(再彩クラブ・転ばんジェントルマンとレディーの会・さんでい講座・高齢者ふれあい学習・若返りのパワーアップ教室・スポーツボイス)を実施する。男性向けの講座を開催し、男性の参加を促進する。	住民福祉課	介護予防教室への参加割合(男女比)	女：男 =95：5	女：男 =90:10	健診 介護予防教室の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	特定健診受診率60%以上と胃がん20%以上、肺がん40%以上、大腸がん30%以上の受診率で病気の早期発見・治療と結果報告会の2回以上の実施と月5人以上の健康相談の実施を行い生活改善支援の実施 一般介護予防事業の実施(開催回数 150回 参加者数 延3,000人)		
			9-3	人生100年時代の男女のいきが いつくりと就労促進	住民福祉課・産業振興課・朝日 アグリ・チャレンジセンター	65歳以上人口に占める就業により収入を得ている者の割合	67.50%	70.00%	ヤングコーンとケール 参加者10名	2品目 参加者 10名	2品目 参加者 11名	2品目 参加者 12名	2品目 参加者 13名	アグリ・チャレンジセンターが中心となり、退職後の時間をもて余している方々を対象に「月3万円ビジネス」と銘打って、経験豊富な農業者を講師に講習会を開催し、生きがいや収入を得る楽しみある生活を目指す。今年度は、ヤングコーンとケールの栽培講習を7月、品目ごと開催予定。			
	住民福祉課	企業と高齢者のつなぎの支援や、あさひ健幸ポイント事業による高齢者の活動参加の促進等を検討する。					健幸ポイント事業の実施	⇒	未定			高齢者が健康で長生きできるよう支援の実施。					
	10	暴力やハラスメントの根絶	10-1	DV等の暴力に関する相談支援と適切な連携体制の整備 県の「女性相談センター」や「あいとびあ」等と連携しながら、共同で相談支援を行う。 事例が発生した場合は緊急度に応じて警察や県の相談機関に繋げる、避難の必要がなければ頻回に状況を確認し、対応を検討するなど、ケースに応じた適切な対応を行う。	住民福祉課				随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	県「女性相談センター」や松本福祉事務所と協力し、発生時は事例の生命と健康に配慮し速やかな対応を実施する。		
			10-2	DVやハラスメントに関する教育の推進	総務課	役場職員を対象とした研修の開催回数	—	年1回	男女共同参画に関する研修を実施・広報にて特集	広報にて特集	継続	⇒	⇒	⇒	・広報でDV、ハラスメントに関する特集を年1回組む。 ・9～10月にLGBT等の男女共同参画に関する職員向け研修を実施。		
産業振興課					事業者への啓発チラシ配布	—	年1回	啓発資料の配布	啓発資料の配布	⇒	⇒	⇒	⇒	ハラスメントの資料を、商工会を通じて村内企業に配布(1回)			
				教育政策課	若い世代の被害者や加害者を生み出さないための小中学校における人権教育やDV等に関する学びの機会をつくる。				年間を通じて実施	⇒	⇒	⇒	⇒	年間を通じて、ネットモラルの教育の実施 コロナ感染による講話中傷など人権教育の実施 11月を仲良し月間として人権を考える授業を行う			
10-3	被害者の自立に向けた支援	DV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限する。	住民福祉課				新規 件数 1件	新規 件数 1件	新規 件数 1件	新規 件数 2件	新規 件数 2件	引き続きDV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限する。					
11	困難を抱える女性等への支援	11-1	ひとり親家族への支援 支援を必要とするひとり親家族に対して、関係機関へつなぎ、適切な支援を行う。 就労支援機関と連携し、就労を促進する。	住民福祉課	ひとり親家庭への就業支援件数(相談及び関係機関への紹介)	2件	3件	随時 相談 2件	随時 相談 2件	随時 相談 3件	随時 相談 3件	随時 相談 3件	随時 相談 3件	相談等あれば関係機関へつなぎ、適切な支援を行う。就労支援機関と連携し、就労を促進する。			
		11-2	貧困家庭への支援 地域の関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、相談支援を行う。 既存の事業等での受け入れ態勢を強化し、「参加支援」として就労や住居の確保等、自立に対する支援を行う。	住民福祉課 社会福祉協議会 自立支援相談機関 まいさば東筑	障がい者福祉施設から一般就労への移行者数	0人	1人	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	まいさば、社協、自立支援協議会と共同し、ひとり暮らし体験事業1人、就労定着事業等1人をすすめる。			
		11-3	障がい者への男女共同参画視点での支援 相談窓口を設け、必要に応じて関係者を招集し、検討会議を開く。 村だけで解決できない事案については適切な機関につなぐ。	住民福祉課				随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	まいさば、社協、自立支援協議会と共同し、随時支援会議実施中。現在2名支援中。			